広報
まちの総合情報紙

かなん

Public Relations Kanan Town

4
平成27年
2015
No.508

地域ぐるみで子どもたちの安全確保
（詳細は 15ページ）

Contents

平成27年度　施政運営方針要旨

武田勝玄町長は、３月定例議会で平成27年度の施政運営方針を発表しました。

住民の皆さんとの協働のもと、町の総力をあげて地方創生に取り組んでまいります。

はじめに

日本創生会議が発表した「増田レポート」に、８９６の消滅可能性都市が示されました。全国の自治体は少子化と高齢化が同時に進行し、急激に人口が減少するという危機的な状況の中、極めて難しい舵取りを求められています。

こうした動きを受け、国は「まち・ひと・しごと創生法」を制定し、総合的かつ計画的に地方創生に取り組むこととされました。

本町においても、行政、住民、団体、事業者などの知恵を結集し、総力を上げて人口減少に歯止めをかけ、笑顔と希望のあふれる持続可能なまちを築いていかなければなりません。

特に、少子化対策は、人口減少や高齢化の進行を抑制するうえで避けては通れない、根幹となる取り組みです。

私は、かねてから「人口減少」、「少子化」問題に真っ向から取り組み、「子育て・教育は河南町で！」と言われるまちを目指し、保育園の充実による待機児童解消や切れ目のない子育て支援を積極的に推進してまいりました。昨年9月には、中学校において完全給食を開始するとともに、新体育館が完成し、教育施設の耐震化率１００％を達成いたしました。

こうした取り組みを引き続き継承発展させ、なお一層子どもを産み育てやすい環境の創出や教育環境の向上に取り組んでまいります。

安全・安心の取り組みも、人口定着を図るうえで非常に重要です。これまでも、消防広域化の実現など総合的な危機管理能力の向上や「ふれあいの湯」に代わる新たな浴場の開設、買物支援などの地域公共交通の新たな仕組みづくりなどに取り組んでまいりましたが、今後とも、高齢者をはじめ、すべての住民が健康で安全・安心に暮らしていけるまちとなるよう全力を尽くして取り組んでまいります。

平成27年度の取り組み

第四次総合計画の将来像「豊かな自然と文化　ともに創る笑顔あふれる元気なまち」の実現に向けた取り組みにつきまして、総合計画の施策体系をふまえ、当初予算と一体で編成する前年度3月補正予算の内容を含めて紹介します。

「一人ひとりが輝くまちづくり」

■人権尊重・平和の推進

・啓発冊子の作成などによる人権啓発や人権相談

・平和を考える町民の集いや平和バスツアー

■男女共同参画社会の実現

・各種講座や男女共同参画ニュースなどを通じた啓発活動

■国際交流の推進

・英語指導助手の配置（小学校に2名、中学校に1名）

拡 中学生の海外派遣事業

☞シンガポールでの異文化体験の定員を倍増

新 イングリッシュキャンプの実施

☞夏休みに葛城山で1泊2日の英語漬けキャンプを実施

■生涯学習の支援

・大阪芸術大学との共催により講座を実施

新 近つ飛鳥博物館との共催講座を実施

☞博物館学芸員による講座。お楽しみに！

新 中央公民館や同図書室の移転に向けた実施設計

新 図書システムの更新

■文化・芸術の振興

・ぷくぷくサンデーコンサートの実施

■歴史的風土の継承

新 慈雲生誕三百周年記念事業

☞平成29年度の実施に向けた事前調査の実施

■スポーツ・レクリエーション活動の推進

・ダイトレハイキング、アウトドアヨガなどの実施

・かなんぴあ温水プールの一般開放（8月の月曜日）

■情報化の推進

新 さらなるSNSの活用の検討

■心豊かなコミュニティの形成

・地区集会所への冷暖房機設置補助

「子どもたちの笑顔あふれるまちづくり」

■子育て支援の充実

・2園体制による多様な保育の実施
☞延長保育や病後児保育、障がい児保育など
拡 3人っ子応援事業
☞18歳以下の子が3人以上いる世帯について、保育園・幼稚園に通う第3子以降の保育料を無料に！
新 すくすく育てよう新応援事業
☞18歳以下の子が2人以上いる世帯について、保育園・幼稚園に通う第2子の保育料を半額に！
・子育て支援の取り組み
☞子育てセンター（おやこ園）を中核に、親子の交流促進、子育て教室、遊びの教室、育児相談などを実施
・放課後児童クラブ（各小学校区4クラブ）の運営支援
拡 心理相談員の配置
☞心理相談員を増員し、発達障がいに関するサポートを充実
・子どもの医療費の助成
☞通院・入院とも、中学校修了前まで助成
・ひとり親家庭医療費の助成
・小児救急医療の実施
・母子保健事業（妊婦等健診、育児相談、各種教室の実施）

■教育の充実

・町立幼稚園での3歳児保育や小学校統合の検討
・幼稚園、小学校、中学校で完全給食を実施
新 中学校の教室にエアコンを設置
拡 使える英語プロジェクト事業
☞中学校全生徒が英語検定にチャレンジ
新 小学校の学校図書館に司書を配置
☞司書を活用した国語力など学力の向上
・幼稚園での放課後預かり保育
・英語子育て支援事業
☞幼稚園・保育園の4・5歳児を対象とした英語教室

■家庭と地域における教育機能の充実

・CAP（子どもへの暴力防止）プログラム事業の実施
・スクールガードリーダーの配置

■青少年の健全育成

・放課後子ども教室の実施
☞放課後や週末にパン作りや生き物教室などを実施
・青少年指導員連絡協議会への助成
☞あそびのひろばなどの実施

「安全で安心して暮らせるまちづくり」

■地域福祉の充実

・社会福祉協議会への事業補助
・コミュニティソーシャルワーカーの配置
・農村環境改善センターの改修
☞屋上、外壁、照明LED化、空調設備などの改修

■高齢者福祉の充実

・健康づくりや生活習慣病予防、介護予防の一体的推進
☞100歳体操を活用した介護予防の普及など
・地域包括ケアシステムの構築
新 町老人クラブ連合会50周年記念事業助成

■障がい者（児）福祉の充実

・障がい者ふれあいスポーツ大会の開催
・障がい者（児）の日常生活用具の給付、補装具の交付・修理
・地域生活支援（ガイドヘルプ、日中一時支援、相談支援）
・障がい者の自立支援給付

■保健・医療の充実

拡 特定健康診査や各種がん検診などの実施
☞胃がんリスク軽減のため、新たに胃ピロリ菌抗体検査を実施
拡 各種予防接種の充実
☞ロタウイルスワクチン、B型肝炎ワクチンの任意接種費用を助成
新 健康マイレージ事業
☞健康に取り組み、ポイントを集めよう！

■災害・危機に強いまちづくりの推進

・自主防災組織の育成・支援
・総合防災訓練の実施
・地域版ハザードマップの作成
☞北加納・平石地区で作成
新 避難所に標示板を設置
拡 住宅、建築物の耐震化の促進
☞耐震改修費用助成を40万円から70万円に引き上げ
・各地区で防犯カメラを設置する費用の補助
新 市町村境界に防犯カメラを設置
拡 地域防犯ボランティア団体育成支援事業
・青色回転灯防犯パトロール車の地域への貸与
・地区防犯灯（LED）の新設・取替への助成

■消防・救急体制の充実

・消防事務委託事業
新 新河南分署改修に向けた実施設計
新 ファイア・チャイルドの結成
☞ファイア・ジュニアより年少の子どもたち、集まれ！

■消費者保護と雇用対策の充実

・消費者相談の広域的対応や消費生活に係る啓発の実施
・求人情報の提供や職業能力開発講座などの就労支援

「快適な生活基盤の充実したまちづくり」

■快適な道路の整備

・集落内道路整備事業
☞大宝地区内や河南橋山城線、白木神山線などの道路改修
【新】道路照明灯のLED化
・橋梁長寿命化事業

■地域公共交通の利便性の向上

【拡】地域公共交通の活性化
☞運行計画の策定や実証実験運行の実施

■安定した水の供給

・上水道施設の改良事業
☞大宝低区配水池の耐震改修、緊急遮断弁の設置
☞さくら坂高区配水池の電気計装設備の更新
☞一須賀、神山地区における配水管の布設替え

■下水道の整備

・汚水管きょ整備事業
☞芹生谷、馬谷、中地区を中心に整備を推進
・下水道長寿命化事業
☞大宝二・三丁目において老朽汚水管を布設替え

■河川の整備

・1級河川「梅川」の整備促進
・準用河川天満川の改修

■交通安全対策の充実

・町道上河内富田林線1号歩道設置工事
☞白木小学校の南側に歩道設置
【新】町道一須賀大宝線歩道設置に向けた実施設計
【新】道路附属物改修事業
☞カーブミラー、道路照明、標識などの修繕
・Ｚｏｎｅ30の推進
・ゆっくり走ろうかなん事業
☞住民との法定速度順守契約

「美しい水とみどり豊かなにぎわいのあるまちづくり」

■みどりの保全と創造

【新】岩橋山周辺のハイキングルート整備計画の策定
・市町村連携事業
☞葛城山を舞台としたコンサートなどの催し
・かなんさくらまつり（白木山公園）
・公園に年次的に時計を設置

■環境保全・美化の推進

・美しいまちづくり審議会の開催
・かなん環境フェアの開催

■資源循環型社会の形成

・太陽光発電システムの整備に対する補助
【新】太陽光発電設備を設置
☞役場庁舎および農村活性化センター
・ごみの減量化や再資源化の推進

■美しく魅力的なまちの形成

・かなん桜プロジェクト事業
・観光案内サインの設置

■商工業の振興

・かなんブランド商品の開発促進
・小規模企業事業資金融資の信用保証料を補給

■農林業の振興

・青年就農給付金交付事業
・有害鳥獣による農作物被害の防止
☞電気柵等の設置や有害鳥獣捕獲に対する助成
・河南中部地区のほ場整備の推進
【新】道の駅リニューアル構想の策定
☞6次産業化などの構想づくり

その他

・かなんフェスの開催
【新】町制施行60周年記念事業の検討・準備
・庁舎ＥＳＣＯ事業
☞省エネ効果の高い空調・照明設備などへの改修を実施
【新】プレミアム付商品券の発行
【新】公共施設等総合管理計画の策定
【新】二輪車のご当地ナンバープレートの作製
【新】新ふるさと納税を利用した地域産品の掘り起こし
【新】新南河内広域公平委員会の共同設置
【新】地方創生に向けた河南町総合戦略の策定

結びに

今後とも、住民の皆様との協働のもと、安全・安心、教育・子育て、超高齢社会への対応などの諸課題に立ち向かい、より住みよいまちの実現を目指して、全身全霊で取り組んでまいりますので、なお一層のご支援、ご協力を賜りますよう心からお願い申し上げます。

平成27年度施政運営方針の全文は、町のホームページ（トップページ→町長の部屋）（http://www.town.kanan.osaka.jp/chochoneheya/index.html）内に掲載しています。

▽**問い合わせ**　秘書企画課秘書企画係

しあわせ

女性医師第一号

　荻野吟子、時は慶応から明治へ移ろうとしている時期、北埼玉、利根川べりの豪農の家に生まれました。生来賢く、十歳頃には、姉が学ぶ漢籍書を読みこなしていました。

　十六歳の時、川上の稲村家に嫁ぎました。ところが三年たたずして、吟子は密かに実家にもどりました。そして、床に就いてしまったのです。症状は発熱と共に、下腹部に絶えず痛みが襲い、それが吟子を苦しめました。

　漢学者松本万年師は、姉達の漢学の師範として、日を決めて来訪しておりました。当時、漢学者は漢方医学にも通じており、万年師も漢方医としての能力も備えておりました。

　当然、吟子も、この万年師の診察を受け、それは当時、『膿淋』と呼ばれる性病であると診断されました。そして、それは新婚の夫からの感染と分りました。

　万年師に娘がいました。名を荻江と言い、吟子より八歳年上で未婚でした。幼時より父の教えを受け、今は、父が不在の時は、父に代って漢学の講義をする程の才女でありました。

女医（現代）

　ある日、父の指示と思われますが、吟子を訪ねてまいりました。

　先に父から、吟子の様子については聴いておりましたので、吟子を前にして、語り始めました。

「嫁に行き、子を生むことだけが女の勤めではありません。女子も学問をし、それで身を立てて、悪いわけはありません。」

　荻江は逞しさと情熱をもって、迫るように吟子に対しました。

「夫と別れたと聞きましたが今、あなたは自分で思ったとおりに才能を伸ばせるのです。諦めてはいけません。分かりますね。」

　吟子は荻江の燃えるような眼を見つめてうなずきました。

　秋も深まり、十一月に入った頃、吟子は母に、「東京へ行って、良いお医者さんにつけば、私の病気も治るのではないでしょうか」と。

　かねてから、そのことも考えていた母は、早速万年師に相談してみました。師は、「私も考えていたことです。東京の順天堂医院に今、日本では名医と言われている佐藤尚中氏がおられるので、早速依頼状を書いてあげよう。」と。

　こうしてこの依頼状を持って、吟子は母に付き添われ、順天堂医院を訪ねました。

　佐藤尚中師は万年師の依頼状に目を通すと、「分かりました。では早速に…」と、診察を始められました。

　診察室に入ると、そこには十名ばかりの男の門下生が控えていました。

　尚中師は、傍の台を示し、「この台の上に上がっていただこう。」と、言われ、門下生の介添えで、台の上に上がりました。

「では、局所を見せていただこう。」師のその声で、門下生数名が、吟子の着衣を開き、両の大腿部を押さえました。吟子は、この後のことを覚えておりません。驚きと恥ずかしさのあまり、何も考えることができず、時間が過ぎていきました。

　診察が終わり、門下生にかかえられるようにして台から下りた吟子の顔は蒼白のままでした。

「ゆっくりと、あせらずに治療しましょう。」と、言う尚中師の声も上の空でした。

　室にもどった吟子は母の顔を見るなり、こらえていた涙がドッと出てきて、母の膝に顔を伏せて泣き続けました。

　やがて同室の中年女性に優しく励まされ、徐々に落ちつきを取りもどすと、その女性が吟子の心の中を見透かすように申しました。

「女の先生に診てもらえたらねエ」

「エッ、女の先生？」

　その女性の言葉は、吟子の眠っていた女のありように火を点けました。

『そうだ、女の医者だったら、こんな惨めな思いをしなくてもすむんだ。』

　続けて、その女性は申しました。

「でも、日本中、どこを探しても女の医者なんていないんだよね」

『この日本の国に、女性の医者は一人もいない？そんな理不尽なことがあっていいものか』

　心の中を駆けめぐるさまざまな想念が、やがて一点に集約されていきました。

　そして、『私が医者になろう。この道は必ず開いて見せる』と、そして退院するのですが、当時の医療で、決して完治したわけではありませんでした。

　退院後、吟子は、医学を学ぶ私塾に通います。常に成績は最上位でした。この業をほぼ終えると、医師国家試験に女性の受験資格を設定するよう政府に要望します。この努力が果たされない訳はなく、ようやく実現に漕ぎつけました。

　そして、明治十七年、この試験に合格、遂に、日本の女性医師第一号となるのです。

引用文献　角川書店刊
　渡辺淳一著「花埋み」

（元四天王寺国際仏教大学講師　岡本　次男）

平成27年度 予算

総額 111億9,056万円
一般会計　54億8,178万円

平成27年度の当初予算が決まりました。予算総額は、111億9,056万円（前年度当初比15.2％増）です。前年度当初予算は、町長選挙の関係で骨格予算であったため、その後の肉付け予算（6月補正）後との比較では、5.4％の増です。

一般会計は54億8,178万円で、国民健康保険特別会計ほか6特別会計（水道事業会計含む）は57億878万円となっています（表参照）。

町では、持続可能な行財政運営を進めていくため、施策の選択と集中を図り、住民の皆さんの立場に立って、予算編成することとしました。

一般会計

平成27年度予算は、厳しい財政状況にあるなか、第四次総合計画および「河南ノミクス「七本の矢」」から、教育・子育て分野を中心に、中学校の普通教室すべてと特別教室にエアコンを整備するなど「地方創生」の実現を図るものとなっています。

一般会計の予算の概要はグラフのとおりです。

歳入

町税は、新増築家屋の増による固定資産税の増などにより、14億9,875万円（前年度当初比0.5％増）、地方交付税は、17億7,000万円（前年度同額）を見込んでいます。

このほか、繰入金は、財源不足を補うため財政調整基金からの繰り入れなどにより、2億9,375万円、町債は、3億8,060万円などとなっています。

歳出

民生費は、17億8,794万円（前年度当初比5.1％増）で、児童手当給付事業や石川保育園運営事業など、子育て環境の向上に努めます。

総務費は、8億7,051万円（同31.9％増）で、マイナンバー制度のためのシステム整備や、庁舎の太陽光発電設備の設置などを行います。

教育費は6億8,955万円（同20.4％減）で、中学校のエアコン設置や各小学校に図書館司書を配置するなど、教育環境の向上に努めます。

このほか、土木費5億5,803万円（同79.5％増）、衛生費5億89万円（同4.8％減）、消防費2億4,580万円（同16.7％増）などとなっています。

歳　入

※「その他」の内訳

項目	金額
地方譲与税	4,400万円
利子割交付金	800万円
配当割交付金	2,000万円
株式等譲渡所得割交付金	1,100万円
地方消費税交付金	2億6,200万円
ゴルフ場利用税交付金	4,200万円
自動車取得税交付金	1,300万円
地方特例交付金	1,100万円
交通安全対策特別交付金	200万円

※「使用料ほか」の内訳

項目	金額
分担金および負担金	200万円
使用料および手数料	14,956万円
財産収入	437万円
繰越金	3,000万円

自主財源・・・町税や使用料など、町が自主的に徴収・収納することができる財源をいいます。
依存財源・・・国や府の関与を受ける財源をいいます。

● 平成27年度　主要事業 ●

一人ひとりが輝くまちづくり

事業	金額
人権啓発事業	289万円
英語青年招致事業(中学校)	435万円
英語および国際理解教育推進事業(小学校)	1,060万円
中学生海外学習事業	629万円
公民館図書室移転事業	1,000万円

子どもたちの笑顔あふれるまちづくり

事業	金額
子ども医療助成事業	4,423万円
子育てセンター事業	784万円
子育て支援一時預かり事業	615万円
心理相談員配置事業	420万円
児童手当給付事業	2億3,970万円
石川保育園運営事業	1億1,910万円
母子保健事業	1,507万円
英語子育て支援事業	204万円
学習状況向上事業	158万円
エアコン設置事業(中学校)	7,000万円

安全で安心して暮らせるまちづくり

事業	金額
地区防犯灯維持管理助成事業	203万円
町防犯カメラ設置事業	627万円
障がい者自立支援給付等事業	1億8,730万円
農村環境改善センター等改修事業	5,980万円
予防接種事業	3,387万円
消防事務委託事業	2億744万円
避難所表示板設置等事業	700万円
１００歳体操普及啓発事業	145万円

快適な生活基盤の充実したまちづくり

事業	金額
交通安全施設設置改修事業	4,092万円
集落内道路改修事業	1,800万円
町道整備事業	4,556万円
道路照明ＬＥＤ化事業	37万円
橋梁長寿命化事業	1億930万円
準用河川天満川改修事業	1,028万円
公共下水道整備事業	2億2,185万円
施設改良事業(企業団委託事業)	2億4,924万円

美しい水とみどり豊かなにぎわいのあるまちづくり

事業	金額
庁舎太陽光発電設備設置事業	5,344万円
ごみ減量対策事業	2,923万円
土地改良整備調査事業	673万円
かなん桜まつり実施事業	110万円
観光ＰＲサイン設置事業	500万円

その他

事業	金額
マイナンバー制度対応事業	7,559万円
公共施設等総合管理計画策定事業	300万円
町税納税環境事業	123万円
知事選挙事業	631万円
府議会議員選挙事業	434万円

● 平成26年度3月(7号補正予算) ●

国の補正予算に伴う前倒し事業

事業	金額
かなんプレミアム付商品券発行事業	2,999万円
かなん公共交通活性化事業	1,046万円
かなんふるさと商品発見・発信事業	484万円
ご当地ナンバープレート交付事業	209万円
３人っ子応援事業	1,308万円
すくすく育てよう新応援事業	751万円
かなん健康マイレージ事業	200万円
かなん観光資源発掘事業	586万円
イングリッシュキャンプ実施事業	100万円

一般会計　補正予算

国の緊急経済対策の補正予算に伴い、一般会計において交付金の対象となる一部の事業を平成26年度に前倒しし、7号補正予算を編成しました。

この予算は、地方創生を実現するための事業を前倒しで実施するものであり、プレミアム付商品券の発行や地域バスの実証運行、河南町版総合戦略の策定のほか、かなん健康マイレージ事業など、新規・拡充事業を計上し、平成27年度当初予算と一体となって執行します。

7号補正予算は9，842万円を計上し、当初予算と合わせた一般会計の総額は55億8，020万円となっています。

▽**問い合わせ**　人事財政課財政係

歳　出

■会計別の当初予算

会計名			予算額	対前年度増減率
一般会計			54億8,178万円	6.9%
特別会計	国民健康保険特別会計		23億3,341万円	16.6%
特別会計	後期高齢者医療特別会計		2億2,959万円	4.2%
特別会計	介護保険特別会計		14億4,351万円	6.2%
特別会計	下水道事業特別会計		5億9,773万円	22.5%
特別会計	土地取得特別会計		131万円	△ 8.4%
特別会計	簡易水道事業特別会計		1,065万円	9.6%
水道事業会計	収益的	収入	4億5,151万円	10.9%
水道事業会計	収益的	支出	6億　200万円	50.7%
水道事業会計	資本的	収入	9,796万円	164.3%
水道事業会計	資本的	支出	4億9,058万円	348.5%
予算総額			111億9,056万円	15.2%

4月12日(日)は大阪府議会議員選挙の投票日です

▽**投票日時**　4月12日(日)　午前7時～午後8時(即日開票)
▽**投票できる人**　日本国民で平成7年4月13日以前に生まれ、平成27年1月2日以前から引き続き、町の住民基本台帳に登録されている人
▽**選挙区**　富田林市、大阪狭山市および南河内郡(定数2)

投票所入場整理券

圧着式のハガキ(4人まで連記。5人以上の世帯は、複数送付となります)を各世帯に郵送しますので、投票時は各自切り離して持参してください。本券は、選挙人名簿に登録されている本人かどうかの確認を円滑に行うためのものです。
もし、投票所入場整理券が届かなかったり、紛失したりした場合でも、選挙人名簿に登録されている人は投票できますので、投票所の係員に申し出てください。

期日前投票

期日前投票制度を利用しましょう。
▽**投票できる人**　投票日に次のような事情で投票所へ行くことができない人は、宣誓書を提出のうえ、期日前投票ができます(宣誓書は投票場所に用意しています)。
・仕事に従事する
・冠婚葬祭などの予定がある
・レジャーや買い物など何らかの用事で投票区の区域外へ出掛ける

▽**期日前投票所**

場　所	日　時
役場4階 401会議室	4月4日(土)～11日(土) 午前8時30分～午後8時
青崩地区 集落センター	4月6日(月) 午後1時～4時

不在者投票

滞在地における不在者投票

出張などで遠隔地に滞在しているため投票日に投票できない人は、最寄りの選挙管理委員会で必要書類を入手し、町選挙管理委員会に投票用紙を請求してください。投票用紙が届いたら最寄りの選挙管理委員会で投票できます。郵送などに日数がかかるため、早めに手続きをしてください。

指定施設での不在者投票

都道府県の選挙管理委員会から不在者投票施設として指定された病院、老人ホームなどに入院、入所中の人はその施設で不在者投票ができます。

郵便などによる不在者投票

身体障害者手帳または戦傷病者手帳を持っている人、介護保険の要介護認定を受けている人で、障がいなどの程度が対象に該当する人は、一般の不在者投票のほかに、自宅などで投票ができる「郵便などによる不在者投票」の方法があります。

代理投票

身体の障がいなどのため、投票用紙に候補者の氏名を書くことができない人のための制度です。
代理投票を希望する場合は、投票所で申し出てください。投票管理者が代理投票の事由を認めたとき、代理投票を行う人の補助をする人(2人)を選びます。1人はその人が指示する候補者氏名を記載し、もう1人が立ち会い、投票できます。

手話通訳者の派遣

投票日には、投票所での名簿対照や代理投票などの投票方法の説明や投票しやすい環境づくりのために手話通訳者が役場で待機しています。
必要な人は、投票所へ手話通訳者を派遣しますので、事前に町選挙管理委員会へ申し込むか、投票所で係員に申し出てください。

選挙公報朗読テープの配布

視覚障がいのある人たちを対象に、選挙公報などを朗読し録音したカセットテープを配布します。
希望する人は、町選挙管理委員会へ申し込んでください(過去の選挙において申し込みをしたことのある人は、これまでどおり郵送されます)。

最近、住所を異動した人の投票

最近、住所を異動した人は、投票の場所が変わることがあります（次の表を参照）。

平成27年1月3日以後、大阪府内の市町村間で住所を異動した人は、前住所地で投票を行うことができますが、そのためには前住所地の選挙人名簿に登録されている必要があります。

前住所地で投票する際には、市区町村で発行する「引き続き大阪府内に住所を有する旨の証明書」を提示しなければ投票できません。

投票日までに最寄りの役所の住民票を担当する窓口で、「引き続き大阪府内に住所を有する旨の証明書」の交付を受けておいてください。なお、証明書発行については、住民票を担当する係に問い合わせてください。

※最近2回以上住所を異動した人は、取り扱いの異なる場合があります。

▽**問い合わせ**　選挙管理委員会事務局（総務課内）

河南町のカナちゃん

届出の別		届出の日	投票場所・投票の可否		
			新住所地で投票できる	前住所地で投票できる	投票できない
転入届をした人	他府県から転入した人	平成27年1月2日以前	○		
		平成27年1月3日以後			○
	大阪府内の他の市町村から転入した人	平成27年1月2日以前	○		
		平成27年1月3日以後		※	
転出届をした人	他府県へ転出した人	全期間			○
	大阪府内の他の市町村へ転出した人	平成27年1月2日以前	○		
		平成27年1月3日以後		※	
転居届をした人（河南町内）		町の選挙管理委員会に投票所の確認をし、該当する投票所で投票してください			

※は、投票する際に、市区町村が発行する「引き続き大阪府内に住所を有する旨の証明書」が必要です。

投票所一覧

第３投票所（河内）河内小学校（体育館）

対象地区　持尾、弘川、下河内、上河内、青崩、さくら坂一丁目～四丁目、さくら坂南

総合運動場　北公園　さくら坂　中央公園　南公園　さくら坂南　河内幼稚園　至 持尾　至 弘川　至 上河内　N

河内小学校（体育館）
（さくら坂一丁目１番１号）

※印の写真は、差し上げられません。

河南ＪＴＣが優秀な成績を収めました

※

1月24日・25日に滋賀県長浜ドームで行われた第18回近畿小学生選抜インドアテニス大会(参加数：男子72ペア、女子72ペア)に、町スポーツ少年団所属の河南ＪＴＣの辻元芽唯さん、大野琉月さん、大野充輝さん、山田想さん、森風歌さん、原佳希さんが出場しました。

辻元芽唯さんが団体の部(大阪Ａチーム)で優勝、個人の部で第３位と優秀な成績を収めました。

※随時部員募集中(見学・体験可)です。ソフトテニスに興味のある人は、ホームページ(http://trust-net.info/KananJTC)をご覧ください。

▷**問い合わせ**　河南ＪＴＣ　辻元　☎090(1447)4808

水筒の正しい使用方法をご存知ですか

シリーズ「かしこい消費者になるために」

これからの季節、水筒を使う機会も増えるのではないでしょうか。しかし、水筒の使用方法や管理方法を間違えると大変なことになります。事故防止のためにも、製品の取扱説明書をよく読み、正しく使用しましょう。

●以下の飲み物は、絶対、水筒に入れないようにしましょう。破損・腐食などの原因になります。

- 炭酸飲料、ドライアイス
- 牛乳、乳飲料、果汁など腐敗しやすいもの
- 塩分を多く含んだもの
- お茶の葉や果肉入りのもの

●「保冷専用」と書かれた水筒には、熱い飲み物は入れないようにしましょう。

- 熱い飲み物が直接口内に入ると、やけどの原因になるほか、内部の圧力が上がり、キャップユニットが外れ、飲み物が漏れることがあります。

▷**問い合わせ**　環境・まちづくり推進課

河内弁クイズ

～500円分の図書カードが当たる！～

普段使っている言葉からちょっと珍しい言葉まで、さまざまな問題が登場します。正解者の中から2人に500円分の図書カードを贈ります。

さあ、家族みんなで相談しあって河内弁クイズに挑戦し、河内弁マスターになりましょう！

今月の河内弁

「ちょかちょか」の意味と使い方として正しいものは？

①**意　味**「がさがさ」
使い方「入学式でちょかちょかするなよ」

②**意　味**「ふらふら」
使い方「酒に酔って足元がちょかちょかするわ」

③**意　味**「ばたばた」
使い方「引っ越しの準備でちょかちょかしてる」

▷**応募方法**　クイズの答え、住所、氏名(ふりがな)、年齢、電話番号、広報に関する意見や好きなページがあれば書き添えて応募してください。

▷**宛先**　ハガキ：〒585-8585(住所不要)河南町役場秘書企画課　河内弁クイズ係
ＦＡＸ：(93)4691
Ｅメール：kouhou@town.kanan.osaka.jp

河南町のカナちゃん

QRコードを携帯電話のカメラ機能で撮影するとEメールアドレスが読み取れて、すぐにメールが送れるよ！
皆さんの応募をお待ちしています♪

▷**応募期限**　4月15日(当日消印有効)

▷**3月号の広報クイズの正解**　③「からかう」

▷**当選者**　抽選の結果、次の二人に図書カードをお送りします(応募総数23通)。〔敬称略〕
朝山智子(中)、藤木憲子(大宝一丁目)

スマートフォンのApp StoreまたはPlayストアでダウンロードできます！

写っている人に写真を差し上げます。希望者は秘書企画課に連絡してください。

僕の夢　マイ・ドリーム

川尻　祥さん
（中村小学校６年）

ぼくの夢は、お父さんの後継ぎで、理容師か美容師になることです。なぜなら、毛を切る仕事だと、お客さんも喜んでくれるからです。
お父さんのお客さんは、お父さんのことをあだ名で呼んでいたので、ぼくもそのくらいお客さんと親しくなりたいです。お客さんと親しくなったら、会話なども緊張せずにできるし、そのお客さんが友だちに「あのお店いいよ。」とか言われるぐらいがんばりたいです。
お父さんの所には、小・中・高の学生の時からずっと来ている人もいます。ぼくも知っているお客さんがいて、名前を覚えられたのでうれしかったです。ぼくも大人になって子どもができる頃には、自分のお店を開いて、お客さんに喜んでもらえるといいです。だけど今は、お店を開けないので、お店でタオルを干したり、パーマに使ったものの整理等のお手伝いをがんばってやっています。他にも、お父さんの仕事をこっそり見たり、練習用の毛を切るためにハサミを使ったりもしています。
ぼくが大人になってから開くさんぽつのお店は、将来お父さんが見に来た時に、「いい店だなあ。」と言ってもらえるように、今のお店にはないものを作りたいと思います。

河南サッカークラブ
南河内スポーツ少年団２年生大会で優勝！

※

町スポーツ少年団の河南サッカークラブ２年生は、２月11日に藤井寺青少年運動広場で開催された南河内スポーツ少年団２年生大会において、見事優勝しました。
※５歳～小学６年生男女のクラブ員募集中です。
▷**問い合わせ**　河南サッカークラブ宮本宅　☎(93)5573

町体育協会バウンドテニス連盟
町民オープンデー開催！

バウンドテニスは、年齢に関係なく誰にでも楽しめるテニスを小型化したような屋内スポーツで、高齢の人も楽しんでプレーできます。
▷**日時**　４月26日(日)　午前10時～午後３時の間で都合の良い時間（１時間程度）
▷**場所**　ぷくぷくドーム
▷**参加料**　無料
▷**持ち物**　運動のできる服装、運動靴（上履き）、タオル、飲み物など
※活動中の怪我などの責任は、連盟では負えませんのでご了承ください。
▷**申込・問い合わせ**　バウンドテニス連盟　玉井宅　☎(93)8040または、ぷくぷくドーム　☎(93)8866

かなん句会

老いてなほ惜春の心しみじみと　節子
春疾風竹百幹のうねりかな　弘子
千年の歴史の谷や花吹雪　千代子
かつらぎの峯を遠目に野に遊ぶ　攝子
香にひかれ花盗人や野水仙　君代
錦鯉花屑つけて寄り来る　清子
わが町を一望せんと登高す　順子
囀の坩堝と言はん弘川寺　セツ子
天龍寺龍の謂れの御忌法話　庸子
山住みの目ざとかりけり山の独活　千香子

毎月第１水曜日の午後１時から３時まで、中央公民館工作室で活動しています。

平成27年度からの介護保険料が決まりました
～65歳以上の人（第1号被保険者）～

1か月当たりの
月額基準保険料額
5,522円
（平成24～26年度
4,935円）

介護保険事業の円滑な運営を図るため、3年ごとに介護保険事業計画を策定し、サービス費用の見込量等に基づき、介護保険料を算定しています。

第6期介護保険事業計画（平成27年度～29年度）における65歳以上の人（第1号被保険者）の介護保険料は、表のとおりとなります。保険料は、各年度の町民税課税状況や前年の合計所得金額に応じて算定し、12段階で金額を決定します。

介護保険料は、計画期間に合わせて3年ごとに見直され、第6期計画期間の介護サービス等総事業費見込み額から65歳以上の人（第1号被保険者）の利用者負担割合（22％）相当額を見込んで、保険料基準額を決定します。

第6期計画期間のサービス利用量（給付費）は、第5期と比較して増加すると見込まれますが、介護給付費準備基金の取り崩しや多段階化（10⇒12段階）、消費税の引上げに伴う第1段階の公費投入による軽減措置などにより、保険料の上昇の抑制に努めました。

●介護保険料額仮決定通知書を4月中旬に送付します

65歳以上の人（第1号被保険者）を対象に、4月中旬に介護保険料額仮算定決定通知書を送付します。

介護保険料は、前年の所得金額や世帯の課税状況を基に決定しますが、4月1日現在では、26年中の所得金額が確定できないため、前年の保険料額および段階を基に仮決定した保険料額を納付することになります。

《特別徴収（年金から天引き）で納付している人》

仮決定した保険料の納付は、4月・6月・8月分の3回です。4月の保険料額は、平成27年2月に納付した保険料相当額になります。

《普通徴収（納付書または口座振替）で納付している人》

仮決定した保険料の納付は、4月・5月・6月分の3か月です。1か月分の保険料額は、平成26年度の保険料額（年額）を12か月で割った金額になります。

●年間保険料は7月にお知らせします

平成27年度の年間介護保険料は、27年度の住民税額が確定した後の7月に決定し、新たに納める保険料額を通知します。

7月に確定する介護保険料は、4月中旬に通知する仮決定保険料を差し引いた金額となります。

※「第6期高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」の内容は、4月上旬に町ホームページに掲載します。

●4月から介護保険制度の一部が改正されました

・特別養護老人ホームの新規入所者が原則「要介護3」以上の人に限定されました。ただし、現在入所中の人は引き続き入所できます。

・予防給付のうち「訪問介護」と「通所介護」について、町が地域の実情に応じた取り組みができる地域支援事業への移行時期を平成29年度からとし、それまでは従来どおりのサービスが提供されることになりました。

▽問い合わせ　高齢障がい福祉課介護保険係

あなたの介護保険料は？

スタート
あなたに町民税が課税されていますか？
いいえ → 同じ世帯に町民税を課税されている人がいますか？
いいえ → あなたは老齢福祉年金を受給していますか？または生活保護を受給していますか？
はい → 第1段階
いいえ → 前年の合計所得金額＋公的年金収入額が80万円以下ですか？
はい → 第1段階
いいえ → 前年の合計所得金額＋公的年金収入額が120万円以下ですか？
はい → 第2段階
いいえ → 第3段階
（同じ世帯に町民税を課税されている人がいますか？）はい → 前年の合計所得金額＋公的年金収入額が80万円以下ですか？
はい → 第4段階
いいえ → 第5段階
（あなたに町民税が課税されていますか？）はい → あなたの前年の合計所得金額は？
120万円未満 → 第6段階
120万円以上190万円未満 → 第7段階
190万円以上290万円未満 → 第8段階
290万円以上400万円未満 → 第9段階
400万円以上600万円未満 → 第10段階
600万円以上800万円未満 → 第11段階
800万円以上 → 第12段階

介護保険料はいつから納めるのですか？
65歳の誕生日の前日のある月分から納めます
7月1日生の人は ▼ 6月分から納めます
7月2日生の人は ▼ 7月分から納めます

■平成27～29年度　介護保険料

保険料段階	対象者	保険料率	保険料（年額）	月額のめやす
第1段階	生活保護の受給者または、老齢福祉年金の受給者で世帯全員が町民税非課税の人 世帯全員が町民税非課税で、合計所得金額と公的年金収入額の合計額が８０万円以下の人	0.50	※33,130円	2,761円
第2段階	世帯全員が町民税非課税で、合計所得金額と公的年金収入額の合計額が１２０万円以下の人	0.70	46,380円	3,865円
第3段階	世帯全員が町民税非課税で、保険料段階が第１段階、第２段階以外の人	0.75	49,690円	4,141円
第4段階	本人が町民税非課税（世帯内に町民税課税者がいる）で、合計所得金額と公的年金収入額の合計額が８０万円以下の人	0.90	59,630円	4,969円
第5段階	本人が町民税非課税（世帯内に町民税課税者がいる）で、保険料段階が第４段階以外の人	基準額 1.00	66,260円	5,522円
第6段階	本人が町民税課税で、本人の合計所得金額が１２０万円未満の人	1.20	79,510円	6,626円
第7段階	本人が町民税課税で、本人の合計所得金額が１２０万円以上～１９０万円未満の人	1.30	86,140円	7,178円
第8段階	本人が町民税課税で、本人の合計所得金額が１９０万円以上～２９０万円未満の人	1.50	99,390円	8,283円
第9段階	本人が町民税課税で、本人の合計所得金額が２９０万円以上～４００万円未満の人	1.70	112,640円	9,387円
第10段階	本人が町民税課税で、本人の合計所得金額が４００万円以上～６００万円未満の人	1.75	115,960円	9,663円
第11段階	本人が町民税課税で、本人の合計所得金額が６００万円以上～８００万円未満の人	1.85	122,580円	10,215円
第12段階	本人が町民税課税で、本人の合計所得金額が８００万円以上の人	1.95	129,210円	10,768円

※平成27・28年度については、29,817円となる予定です。

保険料の納め忘れはありませんか
保険料は納期限までに納めましょう。

後期高齢者医療制度に関するお知らせ

《平成27年度の保険料算定方法（大阪府）》

平成27年度保険料率は、平成26年度と同じです（２年ごとに設定）。

保険料（年額）（限度額57万円）	＝	被保険者均等割額 被保険者１人当たり 52,607円	＋	所得割額 賦課のもととなる所得金額（注１） ×所得割率10.41％

（注１）所得割額の賦課のもととなる所得金額は、前年の総所得金額および山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計から基礎控除額33万円を控除した額です（雑損失の繰越控除額は控除しません）。

《保険料の軽減が受けられる場合》

○被保険者均等割額の軽減

世帯の所得水準に応じて保険料の被保険者均等割額（52,607円）が軽減されます。

所得の判定区分	軽減割合	軽減後の被保険者均等割額（年額）
①下欄②に属する被保険者であり、かつ、当該世帯の被保険者全員の各所得が０円であるとき（ただし、公的年金等控除額は 80 万円として計算する）	９割	5,260円
②世帯（同一世帯内の被保険者と世帯主）の総所得金額等が、基礎控除額（33 万円）を超えないとき	8.5 割	7,891円
③世帯（同一世帯内の被保険者と世帯主）の総所得金額等が【基礎控除額（33 万円）＋ 26 万円×被保険者の数】を超えないとき	５割	26,303円
④世帯（同一世帯内の被保険者と世帯主）の総所得金額等が【基礎控除額（33 万円）＋ 47 万円×被保険者の数】を超えないとき	２割	42,085円

※基礎控除額などの数値については、今後の税法改正などによって変動することがあります。

※軽減に該当するかどうかを判断するときの総所得金額などには、専従者控除、譲渡所得の特別控除の税法上の規定は適用されません。

※国民健康保険と同様、当分の間、年金収入につき公的年金等控除を受けた65歳以上の人には、公的年金などに係る所得金額から15万円が控除されます。

※世帯主が被保険者でない場合でも、その世帯主の所得が軽減判定の対象となります。

○被保険者所得割額の軽減

所得割額の賦課対象者のうち、所得割額算定にかかる所得金額が58万円以下（年金収入のみの場合は、その収入が211万円以下（注２））の人については、所得割額が一律５割軽減されます。

（注２）収入のあった年の12月31日時点で65歳以上の人の場合。

○会社の健康保険などの被扶養者であった人の保険料の軽減

後期高齢者医療制度に加入する日の前日において、会社の健康保険や共済組合、船員保険の被扶養者であった人は、所得割額は課されず、被保険者均等割額の９割が軽減されます。

※国民健康保険・国民健康保険組合に加入していた人は対象となりません。

健康診査・人間ドック費用の助成

《健康診査》

大阪府後期高齢者医療広域連合から被保険者へ、４月下旬頃に「健康診査受診券」を『受診券在中』と記載された封筒で送付します（年度途中で75歳になる人には、誕生月の翌月当初に順次送付します）。

受診券が届きましたら、住民健診または広域連合が指定する医療機関で、受診券に記載された有効期限まで無料（年度中に１回）で健診を受けられます。事前に医療機関などに連絡のうえ、受診券と被保険者証を忘れずに持参してください。

ただし、長期入院中や施設入所中の人などは、病院・施設などにおいて健康管理が図られているため、健康診査の受診券は送付されません。

《人間ドック費用の一部助成》

大阪府後期高齢者医療広域連合では、被保険者が人間ドックを受診した場合の費用の一部を助成しています。

費用の助成を受ける時は、必要書類を持参し、町保険年金課で申請してください。助成は年度中（４月１日から翌年３月31日まで）１回限りで、上限は26,000円です。

▽**申請に必要なもの**　人間ドックの領収書のコピー、人間ドック検査結果通知書などのコピー（検査項目が確認できるもの）、被保険者証、口座情報がわかるもの、印鑑

▽**問い合わせ**

大阪府後期高齢者医療広域連合

資格管理課 ☎06（4790）2028

給付課 ☎06（4790）2031

または町保険年金課老人医療係